

第4回弟子屈町農業委員会総会議事録

平成29年11月27日

午前10時00分～午前10時43分

○ 出席委員

塩沢 稔宏	新木 栄	元山 義久	上西 透
阪口 正明	小林 武	江上 真一	渡邊 雄一郎
望月 信雄	鈴木 和幸	吉田 真利子	

○ 欠席委員

齋木 弥

○ 議 件

議案第7号 農地法第3号の規定による許可申請について

議案第8号 農地法第5号の規定による許可申請について

議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第10号 現況証明願いについて

議 長 只今より第4回弟子屈町農業委員会総会を開催致します。日程1、議事録署名委員の指名については、7番望月委員さん、8番新木委員さん、よろしくお願い致します。日程2、「会期の決定について」でございますが本日1日限りとしてでよろしいでしょうか。

各 委 員 異議無し。

議 長 はい。異議無しという事で本日1日限りと致します。次日程3、諸般報告でございますが、2番齋木委員さんが今日は公務のため欠席となっております。次に日程4、「会務報告」局長よりお願い致します。

事 務 局 それでは10月27日以降、第3回農業委員会総会以降の会務についてご報告を申し上げます。整理番号1番、10月27日、第3回農業委員会総会がここ委員会室で開催されております。委員11名、事務局が出席しております。続きまして整理番号4番、11月10日、農用地利用調整会議が川湯で開催されております。第3ブロックの委員さん事務局が対応しております。5番、11月13日、現地調査が行われております。川湯屈斜路地区、第3ブロックの委員さんと事務局が対応しております。6番11月15日、平成29年度地区別農業委員、農地利用最適化推進委員等研修会が釧路町で開催されております。塩沢会長、委員5名それから事務局が出席しております。整理番号7番11月17日、現地調査が仁多南弟子屈地区で開催されております。第1ブロックの委員さんと事務局が対応しております。以上、簡単ではございますが、会務の報告とさせていただきます。

議 長 はい、有難うございました。次、日程5、報告第7号「農用地等の利用調整結果について」11番上西委員さんよろしくお願い致します。

上 西 委 員 11番、上西です。農用地等の利用調整結果について。このことについて、下記のとおり利用調整いたしました。平成29年11月27日、調整委員長 齋木 弥。
齋木委員長が本日欠席のため、私のほうからご報告申し上げます。
利用調整申出者は〇〇〇〇氏、申出地は字〇〇〇〇〇〇〇〇外1筆。調整日時は平成29年11月10日、13時30分から場所は跡佐登福祉の家、調整委員につきましては、齋木委員、吉田委員、渡邊委員と私、事務局が出席しております。
調整候補者の出席者は、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏の2名です。
申出地は、〇〇氏が長年にわたり農地の賃貸借をし、肥培管理等行い耕作してありました。一部使用できない部分もありますが、〇〇氏から、反当たり〇〇〇〇円、総額〇〇〇〇円での購入希望がありました。〇〇氏は隣接地ではあるが、購入希望しないとのことで、〇〇氏に決定いたしました。〇〇氏の希望価格が〇〇〇〇円でしたので、後日〇〇氏に調整会議の内容を申し伝え、〇〇〇〇円ということで承諾を頂き、売買価格を〇〇〇〇円と決定いたしました。なお後程、議案第9号、農用地利用集積にて、所有権の移転の提案をしております。以上、利用調整の結果報告と致しまして、報告と致します。よろしくお願い致します。

議 長 はい、有難うございました。只今調整委員さんの報告がございました、何かご質問ございますか。

各 委 員 ありません。

議 長 よろしいでしょうか。それでは異議無し、と一言で報告第7号を報告済みとさせていただきます。次日程6、議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局説明をお願い致します。

事 務 局 3ページをご参照願いたいと思います。議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地法第3条の規定による、農地等の権利設定及び移転の許可申請があった下記のものについて議決を求める。平成29年11月27日提出。弟子屈町農業委員会会長。

申請番号1番の説明を致します。所在は字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、の1筆でございます。公簿地目は雑種地、現況地目畑でございます。面積は〇〇〇〇㎡でございます。譲渡人は釧路市幸町10丁目3番地、釧路財務事務所所長中島和正氏で、譲受人は弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。申請事由につきましては、譲渡人は農地を隣接者へ譲渡。譲受人は隣接地のため、譲渡を受けとなっております。双方同意の上の3条申請となっております。契約は売買契約となっております。価格は〇〇〇〇円ということとなっております。申請地区につきましては4ページ、農地法3条調査書につきましては、別紙の1ページに参照しておりますので、ご参照願いたいと思います。以上、簡単ではありますが、農地法第3条の許可申請についての説明とさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い致します。

議 長 はい、事務局の説明が終わりましたので、ここで現地委員さんの報告をお願い致します。4番江上委員さんお願いします。

江 上 委 員 4番江上です。申請番号1番の現地調査日は11月17日、現地調査委員は、塩沢会長、元山委員、私と事務局で実施致しました。鈴木委員は私用のため欠席でした。本申請の農地については、大蔵省名義の土地となっておりますが、現状としては、〇〇〇〇氏が隣接地で採草地として管理しており、当該地同様に管理している状況であることから、本申請については問題なしと判断いたしました。以上簡単ではございますが、現地調査の報告と致します。

議 長 はい、有難うございました。それではここで質疑を受けたいと思います。それでは議案第7号について何かご質問ございますか。

各 委 員 異議無し。

議 長 異議無しということで、議案第7号を決定させていただきます。次日程7、議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局説明をお願いします。

事 務 局 それでは5ページをお開き願いたいと思います。議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請について」農地法第5条の規定による、農地等の転用のための権利設定の許可申請があった下記のものについて意見を求める。平成29年11月27日提出。弟子屈町農業委員会会長。

所在は字〇〇〇〇〇〇〇〇〇の1筆でございます。公簿現況地目共畑となっております。面積は〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡となっております。貸主は〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇方、〇〇〇〇氏でございます。借主は弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇氏でございます。農地区分転用種類用途につきましては、農用地区域内農地でございます。

ます。砂利採取による一時転用となっております。資金調達方法につきましては、本申請に伴う総事業費は合計で〇〇〇〇円となっております。資金につきましては自己資金ということで掲載しておりますので、説明は割愛させていただきます。位置図につきましては、6 ページの図面を見て参照願いたいと思います。続いて7 ページの意見書をご覧願いたいと思います。別記様式第4号様式、意見書第5条関係案でございます。農業委員会意見決定年月日は今日の開催日を入れております。申請書受理月日は平成29年11月13日。申請者の氏名名称につきましては先程の説明のとおりですので割愛させていただきます。権利の種類につきましては、第5条の使用貸借権の設定。事業計画転用目的は砂利採取、工事計画につきましては、着工許可日から完了平成31年3月31日までの一時転用となっております。農地の区分につきましては、農用地区域内の農地で、〇〇〇〇㎡となっております。該当事項とした判断理由としては、申請地は弟子屈町役場から南東方向へ約〇kmに位置する農振農用地区域内の農地である、ということで判断しております。この度この農地転用に関する許可基準からみた意見としまして、農地の区分と転用目的ですが、当申請地は永年草地的な状況となっており、砂利採取後の復元によって草地の平坦性を確保することができ、草地生産力の向上が図られる。また公共工事等に必要な砂利資源を確保しなければならない事などもあり、一時転用はやむを得ないものと思われるとしております。転用の妨げとなる権利を有する者の同意状況につきましては、〇〇氏より同意書を得て所有者の同意を得ております。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、現在砂利採取の採取計画認可申請中としまして、砂利採取の認可は平成30年4月1日から計画ということになっております。法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況につきましては、砂利採取法担当課と農業委員会とで協議しております。ということで調整中ということになっております。一時転用である場合にはその妥当性ですが、原状回復などの措置が適切に行われるものということで判断しております。この意見書の内容を北海道農業会議にて意見聴取したあと、北海道へ申請という形になります。何も差支えなければこの意見書の内容で、道の許可申請の際にもこの意見書で申請していきたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。以上簡単ではありますが説明とさせていただきます。

議 長 はい、事務局の説明が終わりましたので、ここで現地委員さんの報告をお願い致します。5番元山委員さん、お願い致します。

元山委員 5番元山です。申請番号1番につきまして、現地調査を11月17日に行いました。塩沢会長、江上委員、私と事務局で実施致しました。鈴木委員におきましては私用のため欠席しておりますことご報告致します。本件申請地は、これまで〇〇〇〇が管理を行っておりましたが、この度〇〇〇〇の砂利資源不足に伴い、隣接地でもあるということから砂利採取の一時転用の申請がございました。砂利採取後は復元によって草地の平坦性を確保できることなど、また比較的少ない面積である事などから、問題ないと判断いたしました。以上現地調査の報告と致します。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 はい、有難うございました。現地委員さんの報告が終了しましたので、ここで質疑を受けたいと思います。議案第8号について何かございますか。

阪口委員 はい、砂利採取については概ね年度って決まっているのですか。

事務局 はい、砂利採取の実際の計画に関しては、30年4月1日から31年3月31日の一年間となっております。転用が何故この時期なのかということ、30年4月1日から直ぐ取

り掛かれる様にということで、雪はあるのですけれども、土地増設を含めて今のうちから転用許可を取っておきたいという、〇〇〇〇さんの要望があったので今回の申請になっております。このままで行けば、1月か2月頃の許可が得られるかというイメージでございます。

阪口委員 はい、分かりました。

議長 よろしいでしょうか。その他ありませんか。

各委員 異議無し。

議長 異議無し、ということで議案第8号を決定いたします。次日程8、議案第9号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」事務局説明をお願いします。

事務局 それでは8ページをお開きください。議案第9号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条の規定により弟子屈町より決定を求められた、下記の農用地利用集積計画について、議決を求める。平成29年11月27日提出。弟子屈町農業委員会会長。
今回総会に提案されております申請につきましては2件でございます。整理番号1番につきましては、農地保有合理化促進事業に伴います所有権移転の申請でございます。整理番号2番につきましては、先ほど報告第7号で報告がありました、農用地等の利用調整結果に基づく申請でございます。
整理番号1番につきましては、公益財団法人北海道農業公社と、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏との間で農地保有合理化促進事業に基づき、平成22年3月30日から平成32年1月27日までの間賃貸借を結んでおりましたが、〇〇氏の希望により期間満了前に購入したい旨の希望がありました。北海道農業公社との協議を進め今回の申請となっております。字〇〇〇〇〇〇〇〇〇外2筆、合計3筆でございます。公簿地目現況地目共畑、総面積は〇〇〇〇㎡でございます。譲受人につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏であります。利用目的は牧草畑、売買価格につきましては〇〇〇〇〇〇〇〇〇円でございます。図面につきましては9ページをご覧ください。
次に、整理番号2番につきましては、先に報告第7号で報告がありました、農用地等の利用調整結果に基づく所有権移転の申請でございます。字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、外1筆合計2筆、〇〇〇〇㎡でございます。譲渡人は字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、譲受人は字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。公簿地目現況地目共畑、利用目的につきましては普通畑、売買価格につきましては〇〇〇〇円でございます。図面につきましては10ページをご覧ください。
また別紙には、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書を表示しております。いずれも各要件に該当しておりますのでご参照ください。以上、雑駁な説明でございますが、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い致します。

議長 はい、有難うございました。現地委員さんの報告については、整理番号1番については保有合理化となっております、整理番号2番についても先ほど報告第7号で報告いたしましたので、省略したいと思っております。では質疑を受けたいと思っております。整理番号1番2番について何かございますか。

各 委 員 異議無し。

議 長 異議なしということで議案第 9 号を決定させていただきます。次日程 9、議案第 10 号「現況証明願いについて」事務局説明をお願いします。

事 務 局 それでは総会資料 11 ページをお開き願います。議案第 10 号「現況証明願いについて」農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の現況証明願いについて、議決を求める。平成 29 年 11 月 27 日提出。弟子屈町農業委員会会長塩沢稔宏。
申請番号 1 番の説明を致します。所在は字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、外 1 筆の計 2 筆でございます。公簿地目はいずれも畑、面積は合計で〇〇〇〇㎡でございます。判定地目は農地採草放牧地以外、利用状況につきましては宅地及び未利用地でございます。所有者願出人共に、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。この申請地につきましては、前回農地法 5 条転用許可地でございます。この許可があったことによる地目変更に伴う申請となっております。図面につきましては、12 ページをご参照願いたいと思います。以上簡単でございますが、議案第 10 号の説明と致します。ご決定賜われますよう、宜しく願い致します。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ここで現地委員さんの報告をお願い致します。10 番渡邊委員さんよろしくをお願いします。

渡 邊 委 員 10 番渡邊です。申請番号 1 番につきまして、現地調査日は、11 月 13 日に、現地調査委員につきましては、上西委員、齋木委員、吉田委員、私と事務局で実施しました。今回の申請については、第 33 回総会にて後継者住宅建設及び農業用施設整備のための、農地法第 5 条許可申請があり、6 月に許可された土地であります。現地及び書類等を確認したところ、住宅の建設も完了しており、宅地部分の分筆も実施されていることが確認できました。また、宅地以外の土地に関しましては、農業用施設及び宅地用道路整備等がなされている状況でありました。登記地目変更による申請ですが問題ないと判断致しました。以上簡単でございますが、現地調査の報告と致します。

議 長 はい、有難うございました。現地委員さんの報告が終了しましたので、ここで質疑を受けたいと思います。申請番号 1 番について何かございますか。

各 委 員 異議無し。

議 長 異議なしということで、議案第 10 号を決定致します。日程 1 から 10 まで終わりましたので、ここで休憩致します。

(休 憩)

議 長 それでは再開致します。本日日程 1 から日程 10 まで全て決定致しました。これにて第 4 回弟子屈町農業委員会総会を終了致します。ご苦労様でした。

午前 10 時 43 分
以上顛末と録し、議事録とする。

議事録署名委員 望月 信雄

議事録署名委員 新木 栄